

11月30日は「年金の日」です!!

厚生労働省では、「国民一人一人、『ねんきんネット』等を活用しながら、高齢期の生活設計に思いを巡らしていただく日」として、11月30日を「年金の日」としました。

この機会に、「ねんきん定期便」や「ねんきんネット」で、ご自身の年金記録と年金受給見込額を確認し、未来の生活設計について考えてみませんか。

◆ねんきんネットとは

インターネットでいつでもご自身の年金記録を確認できるほか、将来の年金受給見込額について、ご自身の年金記録をもとに様々なパターンの試算をすることができる、日本年金機構のサービスです。

【詳しくは「ねんきんネット」で検索】

※インターネットの利用が難しい方

役場窓口（保険課）では、「ねんきんネット」でご自分の情報を確認できるサービスを実施しています。公的機関発行の顔写真つき身分証明書（顔写真のない証明書は2種類以上）、基礎年金番号のわかるもの、印鑑（朱肉を使うもの）、委任状（代理人申請の場合）をご持参ください。

（注）・旧法による年金受給者や共済加入中の方は本サービスを受けられません。

・年金記録に関する具体的な質問や厚生年金の記録などについては、水戸南年金事務所にお問い合わせください。

【問合せ先】 水戸南年金事務所 ☎ 029-227-3253
茨城町保険課 ☎ 029-240-7113（直通）

年金受給資格短縮のお知らせ

年金を受取るために必要な期間（保険料納付済期間）が**10年（120か月）に短縮**され、これまで年金を受けることができなかった方も、年金が受給できる可能性があります。既に日本年金機構から、対象者の方へ「年金請求書」が送付されていますので、まだ請求をされてない方については「ねんきんダイヤル」までお問い合わせください。

☎ 0570-05-1165

【問合せ先】 ねんきんダイヤル

茨城町不妊治療費助成事業のご案内

町では、医療保険が適用されず、治療費が高額である体外受精、顕微授精及び男性不妊治療（精子を精巣または精巣上体から採取するための手術）に要する費用の一部を助成します。

▼対象

- 1 法律上の婚姻をしているご夫婦で、夫または妻のいずれかが、申請する日において町内に引き続き1年以上住所を有している方
- 2 茨城県不妊治療費補助金の交付決定を受けた方
- 3 町税を完納されている方
- 4 治療開始時における妻の年齢が43歳未満の方

▼対象となる治療

- 1 体外受精
- 2 顕微授精
- 3 体外受精、顕微授精に至る過程で行われた男性不妊治療

▼助成額

助成対象治療費から県補助金の交付額を差し引いた額で、1回の治療につき15万円を上限とします。

▼申請方法

- 治療が終了した日の属する年度内に、以下の書類を添えて、健康増進課へ申請をしてください。
- 1 茨城町不妊治療費助成金交付申請書（印鑑が必要）
 - 2 茨城県不妊治療費助成金交付決定及び額の確定通知書の写し
 - 3 茨城県不妊治療費助成事業受診等証明書の写し
 - 4 夫及び妻の納税証明書
- ※申請方法や必要書類等の詳細に関しては、町ホームページをご覧ください。

【問合せ先】 健康増進課 ☎029-240-7134（直通）

国民健康保険・後期高齢者医療制度にご加入のみなさまへ

交通事故などにあつた場合はまず連絡を!

国民健康保険または後期高齢者医療制度に加入している人が、交通事故など第三者（自分以外の人）による行為で負傷したり病気になったりした場合、保険証を使って治療を受けることができます。

しかし、その場合の治療費は、本来加害者が負担するべきものですので、国民健康保険（市町村）または後期高齢者医療制度が一時的に立て替え払いし、後日、加害者に請求することになります。

交通事故などにあつてしまったら?

- 小さな事故でも警察に連絡しましょう。（ゴルフ場・スキー場では管理事務所へ）
- 相手（加害者）の住所・氏名・電話番号など身元を確認しましょう。
- 医師の診察を受ける際は、第三者行為によるケガなどであることを正しく伝えましょう。
- **必ず国民健康保険または後期高齢者医療制度の担当窓口へ速やかに連絡しましょう。**

示談を結ぶ前にご連絡ください

担当窓口へ届け出る前に加害者と示談を結んでしまうと、その内容によっては、国民健康保険または後期高齢者医療制度が加害者に対する請求権を失ってしまう場合があります。示談を結ぶ前に必ず担当窓口へご連絡ください。

■業務中の事故などが原因のときは…

業務中や通勤途中の事故の場合等は、労災保険の対象となり、保険証を使っての受診はできません。詳しくは、担当窓口までお問い合わせください。

※お勤め先の事業所によっては、労災保険の対象とならない場合があります。

【問合せ先】 保険課 ☎ 029-240-7113（直通）

「広報いばらき」に 広告を掲載しませんか?

詳しくは、町長公室 秘書広聴課までご連絡ください。

☎029-240-7126（直通）

届出に必要な書類の様式がダウンロードできます!

- * 国民健康保険…町ホームページから
- * 後期高齢者医療制度…茨城県後期高齢者医療広域連合のホームページから

安価で安心
ジェネリック医薬品を利用しましょう!!

関東信越税理士会 水戸支部
支部長 水庭 清隆

事務局/水戸市桜川2丁目2番35番
茨城県産業会館12階
TEL/029-221-8786 FAX/029-231-6806

— 税金の相談は税理士へ —

◎無料税務相談所開設中 詳しくはホームページへ
URL <http://www.mitozei.org>